

(仮称) 柳島スポーツ公園整備事業 実施方針に関する質問に対する回答

No.	ページ	実施方針に関する質問の内容	回答
1	3	選定事業者の提案により、供用開始予定日を早めることができ、それに合わせて維持管理・運営期間の開始日を供用開始予定日に合わせるができることですが、期間の変更による入札価格の変動についてはどのようにお考えでしょうか。	具体的な算定方法及び支払時期は入札公告時にお示ししますが、供用開始予定日を早めるご提案の場合、当該期間に必要な維持管理業務及び運営業務に係る金額も、入札価格に含めてご提案いただくことを予定しています。
2	3	「供用開始予定日を早めることは可能である」とありますが、早めた場合でも維持管理・運営期間の終了日は平成50年3月31日との理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
3	3	供用開始予定日を早めた計画で、終了日が平成50年3月31日と変わらない場合には、維持管理期間は延長され、維持管理・運営業務に係る対価も延長に伴って増加するとの理解でよろしいでしょうか。	No. 1及びNo. 2の回答をご覧ください。
4	4	「(9)選定事業者の収入」で、市が支払うサービス購入費として「設計業務及び建設業務に係る対価」及び「維持管理業務及び運営業務に係る対価」について、どの程度の金額を想定しているのでしょうか。	市が支払うサービス購入費(対価)の提案上限額は入札公告時にお示しすることを予定しています。なお、「設計業務及び建設業務に係る対価」及び「維持管理業務及び運営業務に係る対価」それぞれの内訳については、特に提示する予定はありません。
5	4	「事業契約に基づきあらかじめ定める額を、国庫補助金・交付金や地方債によって建設期間中に一時払い金として支払い…」とありますが、どのタイミングで、いくらくらいの支払を想定されていますでしょうか？	具体的な算定方法及び支払時期は入札公告時にお示ししますが、設計業務及び建設業務に係る費用の約3分の2程度の金額を、設計・建設期間中に3回に分けて支払うことを想定しています。
6	4	設計業務及び建設業務に係る対価について、割賦方式で支払われる対価の具体的な支払方法をご教示願います。	具体的な算定方法及び支払時期は入札公告時にお示ししますが、設計業務及び建設業務に係る費用のうち、一時払い金として支払う額を除いた額を元本として、平成30年度から平成49年度の20年間にわたって割賦方式で、年4回に分けて支払うことを予定しています。
7	4	「設計業務及び建設業務に係る対価」で「国庫補助金・交付金(社会資本整備総合交付金)や地方債によって建設期間中に一時払い金として支払い、それ以外のその他の財源を維持管理・運営期間中に割賦方式で支払うことを予定している。」とありますが、一時金の支払いタイミング及び対価割合、また割賦方式の支払いタイミング(年初等)及び支払い額はどのように予定しているのでしょうか。	No. 5及びNo. 6の回答をご覧ください。
8	4	「(9)選定事業者の収入」で、設計業務及び建設業務に係る対価については、建設期間中に補助金等から一時払いがあり、それ以外を維持管理・運営期間中に割賦方式で支払うとありますが、一時払い・割賦方式の細目条件を提示していただけないでしょうか。	No. 5及びNo. 6の回答をご覧ください。
9	4	設計及び建設業務に係る対価のうち、建設期間中の一時払い金が占める割合についての目安がございましたら、ご教示頂きたいお願い申し上げます。	No. 5の回答をご覧ください。
10	4	建設期間中に支払われます一時金の時期は、何時頃でしょうか。	No. 5の回答をご覧ください。
11	4	国庫補助金・交付金の金額について、具体的にどの程度でしょうか。	No. 5の回答をご覧ください。
12	4	市の支払う一時金・割賦払いの時期・回数はどうなるのでしょうか。	No. 5及びNo. 6の回答をご覧ください。
13	4	維持管理業務および運営業務に関わる対価の予定支払い時期は、毎年度末に一括支払いと考えてよいでしょうか。あるいは、四半期ごと等分割を予定されているでしょうか。	具体的な算定方法及び支払時期は入札公告時にお示ししますが、維持管理業務及び運営業務に係る対価については、年4回に分けて支払うことを予定しています。
14	4、5	(9)選定事業者の収入 ア (イ)及びイ 維持管理及び運営業務に係る対価については事業期間を通じて固定という理解でよろしいですか(モニタリングによる減額を除く)? 本施設の利用者から得る収入で維持管理及び運営業務費用の一部をまかなうという建付けとなっていないという理解でよろしいですか?	維持管理業務及び運営業務に係る対価は、モニタリングによる減額や物価変動によるサービス購入費(対価)の改定などを除き、基本的には提案時にお示し頂いた金額で固定という理解で結構です。また、利用料金は、維持管理業務及び運営業務の一部に充てることを想定しており、維持管理業務及び運営業務に係る対価の提案にあたっては、選定事業者が提案する本施設の利用料金収入の見込額を考慮して、できるだけ低減してご提案いただくことを期待しています。
15	5	「自由提案事業により本施設を利用する場合、本施設の利用料金は、自由提案事業を実施する選定事業者の負担とする」とありますが、これは、選定事業者が支払う利用料金は、「利用料金制」の考えにより、選定事業者の収入になるという認識で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
16	5	本施設の利用料金及び自由提案事業に係る収入について、供用開始後の単価の見直しは可能ということで宜しいでしょうか。	条例の定める範囲において利用料金の見直しを行うことは可能とする予定です。詳細は入札公告時にお示しします。なお、自由提案事業については、その理解で結構です。

No.	ページ	実施方針に関する質問の内容	回答
17	5	自由提案施設の整備において、施設の制限はございますか。また、施設の整備は必須でしょうか。	詳しくは、入札公告時にお示ししますが、公序良俗に反する目的の用途などについて制限をすることを予定しています。なお、自由提案施設の整備は必須ではありませんが、市民サービス向上につながる提案を期待しています。
18	5	独立採算事業において、土地使用料の算出はどのように算出いたしますか。	別途市が定める条例に基づき算出することとなります。なお、現段階では、「茅ヶ崎市都市公園条例」をご参照ください。
19	5	建築施設内部に自由提案施設を設置する場合も土地使用料は発生しますか。	自由提案施設の建築物は、選定事業者が区分所有することから、土地使用料が発生します。
20	5	「(9)選定事業者の収入」で、独立採算事業を行う場合、これに係わる施設の土地使用料は、選定事業者が市に支払うとありますが、その使用料の目安はどのくらいでしょうか。	No. 18の回答をご覧ください。
21	5	独立採算事業を行う施設の土地使用料について、㎡あたりの単価など、参考になる数値をお教えてください。	No. 18の回答をご覧ください。
22	5	独立採算により行う施設の設置に伴い必要となる土地使用料について、基準となる単価など提示されるのでしょうか。	No. 18の回答をご覧ください。
23	5	自由提案施設等の設置に伴い必要となる土地使用料についての目安がございましたら、ご教示頂きたいお願い申し上げます。	No. 18の回答をご覧ください。
24	5	土地使用料は入札参加者の提案ということで良いのでしょうか。	No. 18の回答をご覧ください。
25	5	独立採算により行う事業について、利用者のニーズや採算性によっては見直した中止や、独立採算事業そのもの中止もやむを得ないと判断した場合、了承いただけるのでしょうか。	入札公告時にお示しします。
26	5	自由提案事業の内容につきましては、事業期間中の見直しが可能との理解で宜しいでしょうか。	No. 25の回答をご覧ください。
27	5	自由提案施設を整備する場合、整備した施設について、事業の見直しにより、使用を取りやめた場合における土地使用料負担の考え方についてご教示願います。	自由提案施設を整備する土地の使用を取りやめた場合、土地使用料は発生しないと想定していますが、詳細は入札公告時にお示しします。
28	5	自由提案施設を整備する場合、整備した施設について、事業の見直しにより、使用を取りやめる場合、施設の解体が可能との理解で宜しいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
29	5	自由提案施設を整備する場合、整備した施設について、事業期間終了後の取扱いにつきまして、お考えがございましたら、ご教示願います。	要求水準書(案) 86頁、(9) 事業期間終了時の引継ぎ業務の要求水準をご覧ください。
30	5	自由提案施設等を整備できるとの事ですが、自由提案施設を建築するに伴い、詳細な基準等があればご教示ください。	都市公園法や茅ヶ崎市都市公園条例、新たに制定する本施設の設置に係る条例等の関係法令に従う必要があります。
31	5	①正式な提案前に各応募者が提案しようと計画している事業・施設の実施可否を個別回答頂くプロセスを導入している過去のPFI事業があると認識しておりますが、本事業においても、応募者のリスク低減の観点から、同様のプロセスを導入頂けないでしょうか。 ②特に、実施可否について法的(都市計画法等)な確認が必要と認識しておりますが、どのようにこれを担保することをお考えでしょうか。	①正式な提案前に各応募者が提案しようと計画している事業・施設の実施可否について市が個別回答を行う「競争的対話」の実施の有無については、スケジュール等の関係から現段階では想定していませんが、最終的には入札公告時にお示しします。 ②実施可否に関する法的(都市計画法等)な確認については、各応募者において提案内容が法令に反しないことを確認の上ご提案ください。
32	5	事業費の算出はどのように算出すればよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
33	5	当該施設における、総事業費はどのくらいの規模を想定しておりますか。	No. 4の回答をご覧ください。
34	6	「(11)特定事業の選定及び公表」で、選定手順のうち、PFI事業として実施する場合に民間事業者に委ねることにより期待される効果を定性的観点から評価するとありますが、具体的な評価項目・基準、評点配分は公開されるのでしょうか。	ご理解のとおり、「特定事業の選定」はPFI法第7条に基づき、市が本事業をPFI事業として実施することが適切であると判断し、特定事業として選定するものです。当該選定に係る評価内容については、実施方針に記載のとおり、平成26年3月に公表する予定です。なお、本事業を実施する事業者の選定に係る具体的な評価項目・基準、評点配分については、入札公告時にお示しします。
35	7	入札予定価格及び入札最低制限価格の公表はありますか。	入札予定価格及び入札最低制限価格は公表しません。ただし、市が支払うサービス購入費(対価)の提案上限額を入札公告時に公表します。
36	7	(2)募集及び選定の方法は、総合評価一般競争入札とする。とありますが、予定価格(上限価格)は、公表されますか。また最低制限価格の設定はありますか。	No. 35の回答をご覧ください。
37	7	予定価格は公表されるのでしょうか。	No. 35の回答をご覧ください。
38	7、8	募集及び選定の手順について、プレゼンテーションの予定は無いとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示ししますが、応募者に対するヒアリングを実施する予定です。
39	7、8	(3)募集及び選定のスケジュールは、7月に入札(提案書の提出)9月に落札者の決定・公表となっていますが、入札(提案書提出)後にヒアリングやプレゼンテーションを行う予定はありますか。	No. 38の回答をご覧ください。
40	7、8	提案書提出前の個別ヒアリングは行われませんか。	No. 31の回答をご覧ください。

No.	ページ	実施方針に関する質問の内容	回答
41	7, 8	選定のスケジュールについて、提案書提出後のヒアリングは実施されないのでしょうか。	No. 38の回答をご覧ください。
42	8	H26年7月に入札説明書等に関する質問への回答（第2回）および入札（提案書の提出）になっておりますが、回答結果によりこの時期に提案内容を見直すことは現実的にはかなり厳しいものと思います。 2回目の質疑回答の公表時期をもう少し早めていただけませんか。	入札説明書等に関する質問への回答（第2回）の結果による提案内容の見直しが行いやすいよう、公表時期について配慮します。
43	9～14	(4) 応募者の備えるべき資格要件等 ア 応募者の構成等 (イ)にある表において、「各業務に当たる企業の参画条件として」「建設企業及び運営企業は必ず構成企業として参画すること。」とあり、構成企業は特別目的会社への出資が必要とされています。 建設企業が複数で応募する場合や運営企業が複数で応募する場合、13ページのウ 応募者の参加資格要件 (ウ) 建設企業のd、あるいは14ページの(オ) 運営企業のd、eにある、「要件を満たす」少なくとも1者が出資すればよく、全ての建設企業、運営企業が必ずしも出資する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
44	12	設計企業の参加資格要件において、建築設計業務に当たる者と公園設計業務に当たる者との要件がお示しされていますが、それぞれの要件 (a・b) を満たす複数の企業で設計業務を行う場合、それぞれの業務区分の定めはあるのでしょうか。 参加資格要件の中で、建築設計業務に当たる者の設計実績に屋外体育施設の実績が求められていますが、一方で要求水準書(案) P-21 表4 必須施設において屋外体育施設は公園部分に区分され、建築設計の業務範囲外にも思われるため、それぞれの業務区分があればお示しいただければと思います。	原則として、以下の業務区分を想定していますが、それぞれの要件を満たす企業が設計内容を確認することを前提に、業務区分以外の設計を行うことを認めます。 【建築設計の対象】 ・メインスタンド、諸室等 【公園設計の対象】 ・公園、エントランス、屋外体育施設
45	12	工事監理企業の参加資格要件において、建築工事監理業務に当たる者と公園工事監理業務に当たる者との要件がお示されていますが、それぞれの要件 (a・b) を満たす複数の企業で工事監理業務を行う場合、それぞれの業務区分の定めはあるのでしょうか。 参加資格要件の中で、建築工事監理業務に当たる者の工事監理実績に屋外体育施設の実績が求められていますが、一方で要求水準書(案) P-21 表4 必須施設において屋外体育施設は公園部分に区分され、建築工事監理の業務範囲外にも思われるため、それぞれの業務区分があればお示しいただければと思います。	原則として、以下の業務区分を想定していますが、それぞれの要件を満たす企業が監理内容を確認することを前提に、業務区分以外の工事監理を行うことを認めます。 【建築工事監理の対象】 ・メインスタンド、諸室等 【公園工事監理の対象】 ・公園、エントランス、屋外体育施設
46	13	「建設企業のうち、少なくとも上記の要件を満たす者は下記に示す特別目的会社に対する出資を行うこと」とありますが、aおよびbの条件を満たす企業から少なくとも1者が特別目的会社への出資義務があるとの理解でよろしいでしょうか。	建設企業が複数で応募する場合に出資義務がある建設企業は、次のとおりです。 ①a及びbの条件を満たす企業を含めて複数ある場合は、a及びbの条件を満たす企業のうち少なくとも1者が特別目的会社への出資義務があります。 ②aの条件を満たす企業及びbの条件を満たす企業がある場合は、aの条件を満たす企業及びbの条件を満たす企業のうち、それぞれ少なくとも1者が特別目的会社へ出資義務があります。
47	13	建設企業の参加条件において、「少なくとも1者が上記a及びbの全ての要件を満たすこと、若しくは複数のうち少なくとも1者が上記aを別の1者がbの要件を満たすこと。」とあります。複数参加する建設企業のうちa及びbの条件を満たす1者、aまたはbを満たす各1者がいれば、その他の建設企業は参加資格条件は不要との認識でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
48	13	建設企業の実績について、複数で業務に当たる場合、少なくとも1者が要件を満たしていれば、他の者の実績についての要件は問わないとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
49	13、14	維持管理企業の参加資格要件に、維持管理を目的とした業務の元請として1年以上の実績を有していること。とありますが、PFI事業において、自治体から指定管理を受けたSPC（特別目的会社）から委託された維持管理業務を行っている場合は、参加資格要件に認められますか。	その理解で結構です。ただし、SPC（特別目的会社）と維持管理業務について、直接契約している場合に限りです。
50	14	(オ) 運営企業 a 業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者を本事業に配置することが可能なこと。とありますが、必要となる資格は何ですか。	関係する法令に基づき、ご提案いただく事業内容に必要な資格です。
51	14	「運営企業が複数の場合は、少なくとも1者が上記a からcの全ての要件を満たすこと。また、少なくとも上記の要件を満たす者は下記に示す特別目的会社に対する出資を行うこと」とあります。a からcの全ての要件を満たす少なくとも1者が特別目的会社への出資義務があるとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。

No.	ページ	実施方針に関する質問の内容	回答
52	14	運営企業には、公共体育施設の運営に関して指定管理者代表企業の実績を有していることが求められていますが、公共体育施設の種類、規模等の条件は問わないのでしょうか。	公共体育施設の種類、規模等の条件は問いません。
53	14	「上記(ア)～(オ)に示す業務以外を担当する企業は平成25・26年度に茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿の一般委託に登録されている者であること。」とあります。独立採算事業もしくは自由提案事業のみを行う企業が存在する場合についても市の一般委託の登録が必要でしょうか。	一般委託への登録が必要です。
54	14	構成企業が変更となる場合、出資や資格要件を満たせば協力企業より選定することは可能でしょうか。	実施方針に記載のとおり、構成企業の追加及び変更は原則として認めません。市がやむを得ないと判断した場合に限り、代表企業を除き認めることがありますが、出資や資格要件を満たしていても構成企業の変更を認めるとは限りません。
55	15	カ 特別目的会社の設立 (ウ) 「…市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定…」と記載がありますが、落札者がプロジェクトファイナンス形式で資金調達を行う場合、SPC株式を担保に差し入れる必要がございます。その際は、担保権設定についてご承諾いただけるという理解でよろしいでしょうか？	その理解で結構です。
56	18	ア(カ) 事業期間中 「なお、財務状況については、継続的に協力を得ることを予定している。」と記載が御座いますが、継続的な協力とは毎年決算における銀行査定結果等を事業者を介して市に提出するという事を想定されているのでしょうか。通常資金を協力する金融機関としては融資金が存続する限り、定期的なモニタリングは行っているという認識です。どのような協力を想定されておりますでしょうか。	通常のPFI事業と同様に定期的なモニタリングを行っていたことを想定しています。
57	18	事業期間中の財務状況モニタリングについて、金融機関より継続的に協力を得ることを予定しているとありますが、当該財務状況モニタリング対価は市にてご負担頂けると認識して宜しいでしょうか。	金融機関が行う当該財務状況モニタリング対価について、市が負担する予定はありません。
58	18	イ 選定事業者が実施するセルフモニタリング 選定事業者が行うセルフモニタリングと市が実施するモニタリングの差異が理解できません。市が実施するモニタリングが満足できる内容であるならば、自己的に行うモニタリングは必要ありませんでしょうか。また、その結果を市に報告するとの記載が御座いますが、市が行うモニタリングの前提資料となるとの想定と考えられますので、選定事業者の費用負担に該当しないものと考えます。当該部分は市の負担に設定頂けないでしょうか。	選定事業者がセルフモニタリングを行うことで、業務遂行上の課題を見つけ、サービス向上につなげる契機となることが期待されるので、必ずセルフモニタリングを実施してください。また、モニタリングの費用負担は、その実施者である選定事業者が行うものとします。
59	18	エ モニタリング結果への対応 「…一定のルールに基づく市からのサービス購入料の減額等の措置を行う。」とありますが、減額措置の対象となるのは「維持管理業務及び運営業務に係る対価」であり、「設計業務及び建設業務に係る対価」は減額措置の対象とならないという理解でよろしいでしょうか？	その理解で結構です。ただし、市が行う完工検査の結果、本施設が関係図書や設計図書に適合しないと認められる場合には、是正を求めることがあります。
60	18	モニタリング結果への対応について、サービス購入料からの減額の基準等は入札公告等で公表されるのでしょうか。	入札公告時にお示しします。
61	21	「(2)施設構成」で、総合競技場が公認第3種に準じた仕様とし、インフィールドは人工芝の予定とありますが、建設当初は第3種の公認を受ける必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
62	21	インフィールドの仕様は、事業者の提案との認識でよろしいでしょうか。	インフィールドは人工芝としてください。
63	21	総合競技場はインフィールドを天然芝にして第3種とした場合、評価は加点となるのでしょうか。	要求水準書に示すとおり、インフィールドを天然芝とすることは認めません。
64	25	「市は、本事業について国庫補助事業の適用を想定しており、本事業の対象施設（一部施設を除く）の設計費及び建設費の一部に国庫補助金・交付金（社会資本整備総合交付金）及び地方債を活用することを予定している。」とあります。具体的な補助金額または補助割合は入札公告時に公表されるのでしょうか。	補助金額と補助割合は公表しません。
65	25	国庫補助金、交付金の想定割合または額は、どの程度を予定しているのでしょうか。	No. 64の回答をご覧ください。
66	別紙 No. 4	契約不調によるリスクのうち、市にかかった費用は市、事業者にかかった費用は事業者が負担するとありますが、一方で(No. 16)議会承認に関するリスクで市の事由によるものは市、事業者の事由によるものは事業者が負担すると規定されています。例えば、市の事由により議会承認が得られず契約不調となった場合、事業者にかかった費用は、市が負担するのでしょうか。又は事業者が負担するのでしょうか。両者の整合性について、どのように認識すれば宜しいでしょうか。	例示された事案は、「リスク分担表(案)」No. 4の契約リスクに該当します。

No.	ページ	実施方針に関する質問の内容	回答
67	別紙 No. 18	『建設・維持管理・運営に係る住民反対運動・訴訟に関するリスクはすべて事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する』となっておりますが、事業自体に反対する住民が、建設について住民反対運動を起こすリスクが考えられます。 このような事態を想定すると、事業者の裁量を越えていると考えられますので、このリスクは市・事業者が協議の上分担すべきではないでしょうか。	ご質問の「事業自体に反対する住民が、建設について住民反対運動を起こすリスク」については、「リスク分担表(案)」No. 17をご覧ください。
68	別紙 No. 34	不可抗力リスクの考え方の中で、「通常予見可能な範囲のもの」とありますが、震度等を定めるのではなく事象発生後に過去の事象と照らし合わせて判断を行うという理解でよろしいのでしょうか。	その理解で結構です。
69	別紙 No. 35	基準金利確定日までの金利変動は基本的に市が負担するとありますが、例外等はどのようにお考えでしょうか。	現時点で具体的な想定事由はありません。
70	別紙 No. 35、36	金利変動リスクに関して、基準金利とありますが、基準金利は何を用いるのでしょうか。	入札公告時にお示ししますが、現時点では、テレレート17143頁に発表される東京スワップ・レファレンス・レート(TSR)として表示されている6か月LIBORベース10年物金利スワップレートを採用する予定です。
71	別紙 No. 36	金利変動リスクに関して、「基準金利確定日以降の基準金利変動に関するもの」が事業者負担になっていますが、この具体的にはどのようなことを想定されていますでしょうか。	サービス購入費(対価)の支払い方法の詳細は入札公告時にお示ししますが、基準金利確定日以降、市が支払う設計業務及び建設業務に係る対価は固定することを想定しているため、選定事業者の資金調達条件によっては、金利変動リスクを選定事業者が負う場合もあるという趣旨です。
72	別紙 No. 36	基準金利確定以降の維持管理運営期間中の金利変動は基本的に事業者が負担するとありますが、例外等はどのようにお考えでしょうか。	入札公告時にお示ししますが、現時点では、維持管理・運営業務開始日から10年後に、市が選定事業者に支払うサービス購入費(対価)について割賦金利の基準金利部分の改定を予定しています。
73	別紙 No. 36	No.36「基準金利確定以降の維持管理運営期間中の金利変動については、基本的に事業者が負担する。」とありますが、基準金利確定日以降、維持管理期間中に金利が変動するということはありえるのでしょうか？ 例えば基準金利をTSRの5年等を用いた場合、本件は維持管理期間20年につき、維持管理期間中に再度基準金利を確定する必要がありますが、当該時の金利上昇リスクは、事業者が追うべきリスクではないと幸いです。	No. 71及びNo. 72の回答をご覧ください。
74	別紙 No. 37	金利変動リスクに関して、事業期間20年から考えるとプロジェクトファイナンスでは一般的に10年もしくは15年で借換えが必要になりますが、借り換えに伴う金利変動は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	No. 72の回答をご覧ください。
75	別紙 No. 37	建設期間中のインフレ・デフレに関する物価変動リスク、(No. 38)運営期間中のインフレ・デフレに関する物価変動リスクは、市が従分担、事業者が主分担とありますが、通常予測可能な範囲内/一定の範囲内は事業者、予測不可能なもの/一定の範囲外は市が負担であるため、リスクの大きさを鑑みると、主従が逆ではないでしょうか。	物価変動リスクの詳細については、入札公告時にお示しします。
76	別紙 No. 37	物価変動リスクについて、通常予測可能な範囲内のものとありますが、契約書案に示されるリスク以外は予測不可能なリスクとの理解でよろしいでしょうか。	No. 75の回答をご覧ください。
77	別紙 No. 46-58	建設リスク 事業区域外で予定されている公共下水等のインフラ整備の遅れによるリスクや、暫定設備設置にかかる費用は市が負担する旨、追加いただけますでしょうか？	「リスク分担表(案)」No. 49をご覧ください。
78	別紙 No. 48	本施設敷地の造成工事リスク：事業者 事前に市が実施する農地改良に伴う造成リスクは市が負担する旨、追加いただけますでしょうか？	市が実施する農地造成については、「柳島向河原地区農業基盤整備工事報告書」により、その範囲を予め基礎情報として提示する予定であることから、「リスク分担表(案) No. 46」に基づくリスク分担と考えています。詳細は入札公告時にお示しします。
79	別紙 No. 49-51	建設段階の工事遅延リスクに関して、埋蔵文化財の調査は現時点で想定されているのでしょうか。想定されている場合、位置及び内容をご指示ください。	整備事業区域は埋蔵文化財調査の対象範囲外となっているため、埋蔵文化財の調査は必須としていません。なお、選定事業者が必要と判断する場合には、適切な範囲において実施してください。
80	別紙 No. 51	市の事由による工事完了遅延、埋蔵文化財調査による工事完了遅延以外の工事遅延リスクは事業者負担とありますが、周辺農地の嵩上げおよび雨水排水整備について、本件施工中の農地からの雨水流入等の影響が懸念され、これによる工事遅延が想定されます。この場合の工事遅延リスクは、市負担として頂けますでしょうか。	入札公告時に「柳島向河原地区農業基盤整備工事」及び「公共下水道柳島向河原地区実施設計」の図面等をお示しすることを考えており、市が提供する情報から判断し、選定事業者の責任において、適切な対応を行ってください。市が提供する情報から判断することが困難な事由による工事遅延については、合理的な範囲内で市が負担します。
81	別紙 No. 55、56	工事費増大リスクに関して、社会的影響に起因する物価上昇による費用増大は市が負担すると考えてよろしいでしょうか。	リスク分担表(案) No. 37をご覧ください。詳細については入札公告時にお示しします。

No.	ページ	実施方針に関する質問の内容	回答
82	別紙 No. 56	市の指示による工事費の増大・予算超過以外の工事費用増大リスクは事業者負担とありますが、周辺農地の嵩上げおよび雨水排水整備について、本件施工中の農地からの雨水流入等の影響が懸念され、これによる工事費用の増大が想定されます。この場合の工事費用増大リスクは、市負担として頂けませんか。	No. 80の回答をご覧ください。
83	別紙 No. 65	通常劣化によるものについて、経年劣化は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	通常劣化には、経年劣化を含みます。
84	別紙 No. 73	利用者の増減による維持管理費等の費用の変化において、但し書きの市が負担する合理的な理由とは、どのようなことを想定しているか?	例えば、通常の予見可能な範囲を超える利用者が利用することにより、設備・機器の劣化が想定よりも早く進み、保守費用や更新費用が発生してしまった場合などが考えられますが、具体的には個別事案について、市と選定事業者が協議をしたうえで対応方法を検討することを想定しています。
85	別紙 No. 76、 83	市の事由以外による維持管理における事故発生リスク、および市の事由以外による運営における事故発生リスクは事業者負担とありますが、第三者の事由による事故発生の場合はどうにお考えでしょうか。過去のPFI事業では、事業者の管理義務の懈怠により発生した事故は事業者が負担し、それ以外の第三者による事故発生リスクは市が負担する事例があると認識しておりますが、本事業においても同様のリスク分担として頂けないでしょうか。	ご質問の場合、基本的には原因者である第三者に対し、被害者が損害賠償請求を行うこととなります。なお、原因者が特定できない場合においては、事業者の管理義務の懈怠により発生したものは事業者が負担し、市が負担すべき合理的な理由によるものは、協議の上、市が負担する場合があります。
86	別紙 No. 80	市の事由以外による運営費用増大リスクは事業者負担とありますが、例えば公園内の犯罪等と増加による警備費用の増大というような第三者の事由による運営費用の増大についてはどのようにお考えでしょうか。	要求水準書(案)84頁に示したとおり、安全管理・防災・緊急時対応業務において、事件、事故等の発生の予防保全に努めて頂くこととしており、基本的には事業者負担と考えます。ただし、通常の予見可能な範囲を超える事由による運営費用の増大については、協議の上、合理的な範囲内で市が負担する場合があります。
87	—	維持管理・運営中の保険内容を検討するに際し、市に所有権がある施設および備品について、市の共済もしくは民間保険への加入予定およびその内容についてお示し下さい。	入札公告時にお示しします。
88	—	市が設定する備品等に関して、どのようなものを想定しているのでしょうか。内容をご教示ください。また、搬入費用等は市が負担と考えて宜しいでしょうか。	市が調達する備品は、要求水準書(案)に記載のとおり、公共施設予約サービスシステム、防災無線機(MCA無線機)、AED(自動体外式除細動器)を想定しており、搬入及び設置費用も市が負担します。なお、事業者が調達する備品は、要求水準書(案)別紙6「備品等リスト」に示した考え方に基づいてご提案ください。
89	—	本施設名において「ネーミングライツ」の採用は可能か?	ご提案は可能ですが、採用の可否は提案内容を見て市が判断します。
90	—	当該施設において、地元プロスポーツクラブ等のフランチャイズ施設(ホームタウン・ホーム施設)で使用する計画はありますか。また、東京オリンピック・パラリンピックの開催に当たり、練習場等で使用する予定はありますか。	プロスポーツクラブ等のフランチャイズ施設については、現時点でそのような計画はありませんが、そのような利用方法を事業者にてご提案いただくことは可能です。また、東京オリンピック・パラリンピック開催時の練習場等については、その可能性を検討したいと考えています。